

売春防止法全面施行 60 年

ー強制性交等罪の成立・施行による「売春」概念の再検討の必要性ー

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：強制性交等罪・売春防止法・性風俗関連特殊営業

1. 研究目的

売春防止法は 1956 年に制定され、翌 1957 年、その「総則及び保護更生関係規定」について、さらに翌々年の 1958 年にはその「刑事処分規定」が発効となり、ここに同法は全面施行された。今年はその 60 年の節目にあたる。売春防止法第 2 条は、「この法律で『売春』とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定多数の相手方と性交すること。」とし、同 3 条は「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない。」と規定する。

「対償の授受」「事前約束」「不特定多数の相手方」「性交」という 4 つの要素が、売春の構成概念であるが、現在、この売春概念は“揺らぎは始めている”と指摘し得る。2017 年 7 月 13 日に施行された改正刑法、「強制性交等罪」定立によるものである。

本発表は、明治時代制定（1907 年）の現行刑法の性犯罪に関する規定が 110 年ぶりに改正されたそのポイントと内容に触れ、またとりわけ「性交」概念の拡大と売春防止法が定める「売春」との乖離に着目し、売春防止法体制（以下、売防法体制と略。）それ自体の抜本的改変の基本視座とその方向性を明らかにしようとするものである。

2. 研究の視点および方法

強制性交等罪と売春防止法のいう「売春」概念との齟齬、そしてその不整合性が売防法体制の限界をも示している法的状況について考察を加え、売防法体制改変という視点と方法をもって進めることにする。

まず改正のポイントと内容についてであるが、これは大きく 4 点に整理することができる。①強姦罪は強制性交等罪に改められ、被害者性別は女性に限定されることなく、また性交類似行為まで対象が広げられた。②子どもを現に監護する者が加害者となった場合の処罰規定として「監護者性交罪」・「監護者わいせつ罪」が新設された。③被害者からの告訴がなければ起訴できなかった親告罪が「非親告罪」に改められた。④強制性交罪の法定刑下限が強盗罪と同様に 5 年とされた（厳罰化：旧法では 3 年）、という点である。

ここで注目すべきは上記①に関して、である。性交だけでなく性交類似行為にまで対象が拡大したという点である。改正刑法は、性交と性交類似行為（肛門性交・口腔性交）を要素として「性交等」という法概念を採用する。売春防止法においては、「性交」を男性器と女性器の結合の有無に焦点化させ、性交類似行為を包含させないところで「売春」（買春）概念を構成する。この旧態依然とした「性交」のとらえ方は、「性交等」規定とは整合性を有するものでなく、抜本的な再検討が必要である。

しかし、「性交等」と「性交」の法規定上の矛盾・不整合性はすでに露見していた。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（1999

年5月26日公布・同年11月1日施行、題名改正2014年6月25日公布・同年7月15日施行—以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」と略。）の成立・運用である。同法2条は児童買春の定義を「…次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。」と規定していた。「性交等」という法概念は、ここにおいて採用されていたのである。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」の、第2「指針内容」の、A「引用」項目の1~4の遵守。

4. 研究結果

売春防止法の「売春」概念を「性交等」に拡大させたときに、極めて困難な課題は「性交等売買」容認の法原理的を有する風俗営業法体制（以下、風営法体制と略。またここでは特に性風俗関連特殊営業を指す意味で使う。）との法構造的矛盾である。風営法体制は「区域限定許可主義」「権力伸縮的取締主義」を内在化させ、性交等売買の「業としての営み」を統制するというものであり、「性道徳に反しない」「社会の善良の風俗をみだすものではない」とする警察権力の裁量的許容内であれば、性交・性交類似行為の「業としての営み」は「社会上やむを得ない悪として」（必要悪として）認められるという仕組みとなっている。

売春防止法の「売春」概念を「性交等」に拡大させ、「性交等売買禁止」の政策的指向をもったとしても、現状として風営法体制に引きこまれ、合法的な性交等売買という「業としての営み」へと収斂されていく結果となるのである。

5. 考察

売防法体制と風営法体制との法構造的矛盾については、視点や論点が深奥かつ多岐にわたり、批判的考察の相互検証とその蓄積という手続きを踏むしかないが、ここでは、抜本的な改革の基本視座・方向性は売春防止法そのものの「売春」という用語および意味内容の改変にある、と指摘しておきたい。売る側の自己責任性のみが強調され、差別的・偏見的な烙印が押されてしまう「売春」像を転回させる必要がある。「性風俗関連特殊営業の中の性交等売者」（性売者）として、把握し直す価値観転が求められる。買う側は「性風俗関連特殊営業の中の性交等買者」（性買者）となる。価値中立的な性交等売買（性売買）という概念を採用、また使用を広めていくことが、その行為の選択肢の背景にある「社会的要因性」や政治的・経済的・文化的な問題構造を浮かび上がらせる法的認識や実践にとっての端緒を開くものとなろう。また、セックスワーカーの主体性や労働権を主張する「権利派」と、セックスワークそれ自体が性的被搾取の労働であり人権侵害状態であり容認されないとする「人権派」との間に、「性＝人格」論、「人としての尊厳」等の本質的問題について架橋的な視点を提供し、対話の促進と着地点の発見に寄与していくものと考えられる。